

○財務省告示第二百九十四号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和四年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和三年十二月三日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

送 出 後				送 出 前			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
[略]				[同左]			
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
04.01	[略]			04.01	[同左]		
04.02	[略]			04.02	[同左]		
04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）並びにヨーグルト			04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）並びにヨーグルト		
0403.20	ーヨーグルト			0403.20	ーヨーグルト		
	ー冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フロースンヨーグルトを除く。）				ー冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フロースンヨーグルトを除く。）		
	ーその他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの				ーその他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
110	ー砂糖を加えたもの		KG	110	ー砂糖を加えたもの		KG
120	ーその他のもの		KG	120	ーその他のもの		KG
	ーその他のもの			190	ーその他のもの		KG
	ー関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの						
191	ー環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の20のTWQ-JP20に掲げる品目又は経済上の連携に						

	<u>15のTRQ-14に掲げる品目に分類されるもの</u>	KG
233	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の29のTWQ-JP29に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の <u>16のTRQ-15に掲げる品目に分類されるもの</u>	KG
234	-----その他のもの -----その他のもの	KG
236	-----英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の5の（ <u>a）に定めるもの</u>	KG
237	-----英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の7の（ <u>b）に定めるもの</u>	KG
239	-----その他のもの -----その他のもの -----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	KG
241	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の20のTWQ-JP20に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の <u>12のTRQ-11に掲げる品目に分類されるもの</u>	KG
242	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の28のTWQ-JP28に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の <u>15のTRQ-14に掲げる品目に分類されるもの</u>	KG
243	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の29のTWQ-JP29に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の <u>16のTRQ-15に掲げる品目に分類されるもの</u>	KG
244	-----その他のもの -----その他のもの	KG
246	-----英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の5の（ <u>a）に定めるもの</u>	KG
247	-----英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の7の（	

219 -----その他のもの

KG

		<u>b) に定めるもの</u>	<u>KG</u>			
	249	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>			
		<u>----その他のもの</u>		220	<u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>
		<u>-----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に 基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの</u>				
	291	<u>-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税 率表の付録Aの第B節の20のTWQ-JP20に掲げる品 目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の12の TRQ-11に掲げる品目に分類されるもの</u>	<u>KG</u>			
	292	<u>-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税 率表の付録Aの第B節の28のTWQ-JP28に掲げる品 目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の15の TRQ-14に掲げる品目に分類されるもの</u>	<u>KG</u>			
	293	<u>-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税 率表の付録Aの第B節の29のTWQ-JP29に掲げる品 目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の16の TRQ-15に掲げる品目に分類されるもの</u>	<u>KG</u>			
		<u>----その他のもの</u>				
	296	<u>-----英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の5の(a))に定めるもの</u>	<u>KG</u>			
	297	<u>-----英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の7の(b))に定めるもの</u>	<u>KG</u>			
	299	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>			
0403.90		[略]		0403.90	[同左]	
04.04		[略]		04.04	[同左]	
04.10		[略]		04.10	[同左]	
		[略]			[同左]	
16.01		[略]		16.01	[同左]	
16.02		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類		16.02	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類	
1602.10				1602.10		

く	[略]	
1602.50		
1602.90	－その他のもの（動物の血の調製品を含む。）	
100	－腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに 限る。）	KG
	－－その他のもの	
210	－－牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	KG
	－－－その他のもの	
	－－－昆虫類のもの	
	－－－関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定 に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	
261	－環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協 定（以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定 」という。）附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの 第B節の2のTWQ-JP2に掲げる品目又は経済上の連 携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下この項に おいて「欧州連合協定」という。）附属書2-Aの第3編 の第B節の4のTRQ-3に掲げる品目に分類されるもの	KG
262	－環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関 税率表の付録Aの第B節の19のTWQ-JP19に掲げ る品目に分類されるもの	KG
263	－環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関 税率表の付録Aの第B節の20のTWQ-JP20に掲げ る品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の 12のTRQ-11に掲げる品目に分類されるもの	KG
264	－環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関 税率表の付録Aの第B節の22のTWQ-JP22に掲げ る品目又は日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経 済上の連携に関する協定（以下この項において「スイス協 定」という。）附属書1の付録1の第2節の日本国の表の 5欄に（Qc）掲げる品目に分類されるもの	KG
265	－環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関	

く	[同左]	
1602.50		
1602.90	－その他のもの（動物の血の調製品を含む。）	
100	－腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに 限る。）	KG
	－－その他のもの	
210	－－牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	KG
	－－－その他のもの	
280	－－－昆虫類のもの	KG

	税率表の付録Aの第B節の23のTWQ-JP23に掲げる品目又はスイス協定附属書1の付録1の第2節の日本国の表の5欄に(Qe)を掲げる品目に分類されるもの	KG				
266	-----その他のもの	KG				
	-----その他のもの					
267	-----包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下この項において「英国協定」という。）附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の3の(a)に定めるもの	KG				
268	-----英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の5の(a)に定めるもの	KG				
269	-----その他のもの	KG				
290	-----その他のもの	KG	290	-----その他のもの		KG
16.03			16.03			
}	[略]		}	[同左]		
16.05			16.05			
[略]			[同左]			